

新しい村 指定管理者
業務要求水準書

宮 代 町

新しい村指定管理者業務要求水準書

新しい村の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲、履行方法等については、この業務要求水準書によります。

第1章 共通事項

1 趣旨

新しい村は、「農」のあるまちづくりの理念に基づき、農産物及び商工製品の地域内自給及び交流を目指した地域内産業の活性化を図るとともに、農村景観を生かした憩いの場を提供することにより、「農」に対する町民の理解を深め、もって、宮代らしい自立したまちづくりを促進することを目的として設置されています。

本書では、この目的に沿って、新しい村の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲、履行方法について定めています。

2 施設概要

- (1) 名称 新しい村
- (2) 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 777-1
- (3) 敷地面積 約13ha（個人所有地、耕作地含む）
- (4) 施設と機能

施設	主な機能
森の市場「結」・森のカフェ	農産物直売所、喫茶軽食
森の工房	パン・ジャム、惣菜加工所
農の家	生涯・体験学習、有料施設
村の集会所	団体休憩室、体験学習、有料施設
集落農園「結の里」	市民農園、有料施設
芝生広場	有料施設
ハーブ園、果樹園、ほっつけ田、 収穫体験圃場	交流・体験事業
育苗施設	水稻苗等の生産
農業用機械施設	農業用機械の倉庫
浄化施設1・浄化施設2	山崎地区雑排水浄化施設

3 施設の休日及び利用時間

施設の休日及び利用時間については、宮代町新しい村条例で定めた通りとします。ただし、指定管理者が住民サービスの向上につながると判断し、運営上必要と認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができます。

(1) 施設の休日

区分		休日	
森の市場「結」	展示販売室	(1) 1月1日から同月6日までの日 (2) 月曜日(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合を除く。)	
	芝生広場		
森の工房	加工室		
農の家	集会室		(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日 (2) 月曜日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合を除く。)
村の集会所	会議室		

(2) 利用時間

区分		利用時間
森の市場「結」	展示販売室	午前9時から午後6時まで
	芝生広場	午前9時から午後6時まで
農の家	集会所	午前9時から午後9時まで
結の里	市民農園	日の出から日没まで
村の集会所	会議室	午前9時から午後9時まで

4 利用料金

利用料金は、宮代町新しい村条例で定める額の範囲内で、町長の承認を得て設定してください。また、利用料金の減額免除については、条例に基づき適正に取り扱ってください。

5 指定管理期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

6 施設の管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設の設置目的に基づいた管理運営を行ってください。
- (2) 施設の平等な利用の確保と質の高いサービスを提供するとともに、維持管理経費の削減を図ってください。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮させ、安全かつ効率的な管理運営を行ってください。
- (4) 業務に関して取得した利用者個人に対する情報を適切に取り扱ってください。
- (5) 地域住民や利用者の意見・要望等を管理運営に反映させてください。
- (6) 新しい村の理念である地産地消の推進、食育、原風景の維持保全、農家支援等を常に念頭に置いた管理運営を行ってください。
- (7) 新しい村の経営の効率化を図り、業務の質を高めるため、業務の一部再委託についても積極的に活用してください。

7 指定管理者が行う主な業務内容

(1) 森の市場「結」(農産物直売所)の運営事業

宮代産農産物及び商業製品(弁当、惣菜、加工品等)を中心とした食品及び商業製品の販売、生産者組合員の研修及び交流事業の実施、屋外デッキ及び芝生広場を活用した各種イベントの実施、学校給食への宮代産農産物の出荷等を行っていただきます。

(2) 森のカフェ(喫茶・軽食)の運営事業

宮代産農産物を使用したパスタやケーキ等軽食の考案及び製造販売、フレッシュジュース等飲料の考案及び製造販売等を行っていただきます。

(3) 森の工房(パン・ジャム・惣菜)の運営事業

宮代産農産物を使用したパン、菓子、ジャム、弁当、その他惣菜の考案及び製造販売等を行っていただきます。

(4) 農の家、村の集会所の事業

宮代産農産物を使用した料理教室や工芸品の製作講座、婚活事業など「農」に関する体験事業の企画立案及び実施を行い、「農」のあるまちづくりの理念の普及及び情報の提供を行っていただきます。

(5) 集落農園「結の里」(市民農園)の事業

集落農園利用者の受付及び管理、利用者に対する農機具の貸付及び農作業全般の指導育成、利用者相互の親睦等を図っていただきます。

(6) ハーブ園、果樹園、ほっつけ田、収穫体験圃場の事業

新しい村グリーンツーリズム事業として、ハーブの摘み取り、ブルーベリーの摘み取り、田植え、稲刈り、野菜の収穫など各種農体験事業の企画立案及び実施を行い、利用者に対して「農」に親しむ体験型の観光プログラムを提供していただきます。

(7) 農業サービス(育苗、農産物の生産販売、乾燥調整)の事業

水稻苗の育苗や米の乾燥調整、米や野菜など農産物の生産販売、農業講座の実施等、地域営農の活性化と農家支援を行っていただきます。

※農業サービス部門が現在行っている施設外での事業(農作業受託、ハウスの組立等)についても、指定管理業務の付帯事業として協定書に組み込みます。

(8) 新しい村施設(設備及び物品を含む。)の維持管理及び修繕に関する業務

新しい村における行為の許可及び施設の利用の許可並びに取消し、新しい村の利用に係る料金の収受及び利用料金の減免、利用料金の返還、施設の適切な維持管理及び修繕に関する業務を行っていただきます。なお、指定管理料に含まれる修繕工事については全て事前に町との協議の上、実施してください。

(9) 新しい村施設(設備及び物品を含む。)の維持管理及び修繕に関する業務

前各号に掲げるものの他、新しい村の設置目的を達成するために必要な業務を行っていただきます。

8 指定管理者と町の役割分担

指定管理者と町の役割分担は原則として次のとおりです。

項 目	指定管理者	宮代町
① 施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
② 施設の維持管理（清掃、植栽管理、浄化施設等含む）	○	
③ 施設の修繕	○（軽微）	○
④ 安全衛生管理	○	
⑤ 業務に関連して取得した利用者等の個人情報の漏えい等による対応	○	
⑥ 事故、火災、その他災害による施設損傷の回復	△注1	○
⑦ 施設利用者の被災に対する責任	△注1、注2	○注3
⑧ 施設の火災共済保険の加入		○
⑨ 包括的な管理責任		○

注1) 自己の責めに帰すべき事由による場合

注2) PL法関連責任に関すること

注3) 施設賠償責任に関すること

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。このため、施設でトラブル又は災害があった場合、指定管理者は迅速かつ適切に現場対応を行い、速やかに町に報告しなければなりません。

なお、施設内で生じた事故等にそなえ、指定管理者は必要な保険に加入し、施設に損害が生じた場合は、加入している損害賠償保険等の保険で対応してください。

また、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに町に報告しなければなりません。

9 指定管理料

(1) 新しい村は、原則、施設の利用料金及び事業収入をもって、施設の管理経費及び事業運営経費を賄うものとし、指定管理者による独立採算制。

ただし、駐車場や芝生広場、ほっつけ田、ハーブ園、果樹園等、収益のない施設及び収益性が低い施設の維持管理経費及び施設老朽化等に伴う施設修繕費について指定管理料として支払うこととします。

(2) 指定管理料の上限額は29,914千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、その価格の範囲内で応募者から各年度の指定管理料の提案を求めます。

(3) 指定管理料は、すべての管理経費から、利用料金及びその他収入（自主事業収入・共催事業収入・物品販売等）を差し引いた額とし、会計年度毎に、指定管理料を年度当初に支払うものとし、指定管理者の経営努力により、利用料金や自主事業収入が当初の予定を上回った場合は、指定管理者の収入としますが、翌年度の指定管理料については、別途協議のうえ、金額を決定させていただきます。

また、指定管理者の運営に起因して利用料金収入や自主事業収入に不足が生じた場合は、町は補填を行いません。なお、収支計画書の作成にあたっては、本書に添付されて

いる過去4年分（平成27～30年）の収支決算資料（別表1）を参照してください。
（4）指定管理者が実施する自主事業にかかる費用は、事業計画書又は企画書に基づき、あらかじめ町長の承認を得ることで、自主事業収入として、事業の参加者から別に徴収することができます。

なお、自主事業収入は指定管理者の収入として取り扱います。

（5）指定管理にかかる収支は、予算科目ごとに経理を区分して管理してください。

なお、町の承認を得て流用することが可能です。

10 指定管理料の支払い方法

指定管理料は、会計年度毎に必要なと認める額を年度協定書に定め、協定締結後速やかに概算払するものとします。

指定管理者は、年度終了後速やかに、施設修繕に要した経費を町に報告し、町はこれを確認し指定管理料の精算を行うものとします。

11 第三者への委託

指定管理者は、受託業務の一部について、町の書面による事前承諾を得て、第三者に再委託することができます。

ただし、その場合は、指定管理者が町に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、指定管理業務における再委託先の行為について、指定管理者は一切の責任を負うものとします。

12 環境への対応

管理業務の遂行にあたっては、次のような環境への配慮に留意してください。

- （1）省エネルギー、省資源、廃棄物の減量及びリサイクルを推進し、温室効果ガスを削減してください。
- （2）環境にやさしい物品購入の推進をしてください。

13 情報の管理及び個人情報の保護

施設の管理運営の透明性を確保するため、適正な情報の管理を行ってください。

また、個人情報保護の重要性を全従業員に周知・徹底し、これが漏洩することの無いよう必要な対策を講じてください。

14 物品の管理

- （1）町の所有に帰属する物品については、宮代町財産規則に基づき管理願います。
- （2）指定管理者が指定管理料により購入した物品については、町所有に属するものとします。
- （3）備え付けの備品、物品等は別に提示します。なお、備え付け以外に必要な物品等については、別途協議します。

15 法令等の遵守

新しい村を管理運営するにあたり、本書のほか、次に掲げる法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法、施行令及び施行規則
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- (3) 宮代町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則、宮代町公の施設の指定管理者制度に関する指針
- (4) 宮代町新しい村条例及び管理規則
- (5) 個人情報の保護に関する法律及び施行令、宮代町個人情報保護条例及び施行規則
- (6) 宮代町情報公開条例及び施行規則
- (7) 消防法
- (8) 建築物その他施設・設備に関して必要な法令

16 従業員の健康管理、人材育成

- (1) 従業員の雇用、配置及び勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めてください。
- (2) 従業員に対して必要な健康診断を行い、利用者及び従業員の健康を害さないように努めてください。
- (3) 従業員のライフワークバランスを考慮し、個別面接や職場改善等を行い、働きやすい労働環境の整備に努めてください。
- (4) 利用者へのサービス向上を図るため、個別及び全体研修を実施し、従業員の資質の向上に努めてください。

第2章 施設の維持管理に関する業務水準

1 施設管理業務

(1) 全般事項

- ア 利用者への接客は、丁寧かつ分かりやすい対応を心がけてください。
- イ NPO団体、企業その他関係機関等との連携を図り、協働して事業を推進してください。
- ウ 利用者からの要望及び苦情には適切に対応し、町へ迅速に報告してください。
- エ 環境に配慮し、除草剤や農薬、防虫剤等薬剤の使用は原則行わないようにしてください。
- オ 園内を巡回し、安心して園内を利用できるよう維持管理に努めてください。また、町が園内を巡回中に発見し、指定管理者に指摘した除草や簡易修繕等の維持管理業務については速やかに対応してください。

カ 事故や事件等緊急時の一時的な対応（応急措置、関係機関への連絡等）をしてください。

キ 台風や大雨、大雪、震災等の自然災害への一時的な対応（初期消火や凍結防止等）をしてください。

ク 園内の設備及び備品は、利用者の安全に配慮し、適切に管理してください。

ケ 草刈りや保守点検・修繕等園内管理業務を行った結果については、作業日報として月ごとに町に報告してください。

(2) 除草業務

ア 除草は、雑草の根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃してください。

イ 草刈りは、膝丈まで伸びる前に均一に刈り払い、ツル性雑草は除去してください。また、刈り跡はきれいに清掃してください。そして、刈り草は、必要に応じて所定の場所に集積し、適正に処分してください。

※除草箇所的位置図は別紙1、面積等は別紙2のとおりです。

(3) 樹木管理業務

ア 樹木剪定は、自由仕立てとし、施設利用者または敷地内通行者に危険等がないよう配慮し、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行ってください。特に、花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意してください。

イ 生垣手入れは、樹木の特性に合わせて切詰めや透かし等を適切に行ってください。

ウ 施肥を行う場合は、樹木特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）を配慮し、効果的な方法で行ってください。

エ 病虫害発生の早期発見に努め、原則として薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）で防除してください。やむを得ず薬剤散布を行う場合は、あらかじめ町へ相談するとともに農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守してください。また、原則森の市場「結」定休日に実施することとし、近隣住民や施設利用者に事前周知を行うとともに、近隣住宅や歩行者、車両等に影響のないよう無風または弱風の天候及び時間帯を選び、健康被害の防止に配慮してください。

オ 枯損木は、原則として地上部のみ撤去し、切り株が施設利用者等の通行に支障がないよう注意してください。また、支障木は、可能な限り移植することとし、その場合は移植跡が残らないよう良質土による埋戻しをしてください。

カ 剪定後の木や枝は、できるだけチップにして園内で再利用してください。

※樹木剪定箇所的位置図は別紙3、本数等は別紙4のとおりです。

(4) 芝生管理業務

ア 刈り残しや刈りムラがでないよう均一に刈込み、刈芝の量に応じて、所定の場所に集積し、適正に処分してください。また、芝生育成の必要に応じて目土かけや補植等を適切にしてください。

イ 芝生広場は、町の承認を得て、イベント時の臨時駐車場として利用することができますが、利用後は速やかに養生作業を行い、現状復旧に努めてください。

※芝生管理箇所的位置図は別紙5、面積等は別紙6のとおりです。

(5) 清掃業務

- ア 各施設ごとの日常清掃マニュアルを整備し、マニュアルに沿って、利用者が快適に施設を利用できるよう日常清掃をしてください。
- イ 各施設ごとの定期清掃スケジュールを整備し、スケジュールに沿って、施設や設備の定期清掃をしてください。
- ウ 敷地内で発生したゴミは、宮代町の分別ルールに基づく収集及び処分してください。

(6) 浄化施設維持管理業務

- ア 園内に2か所ある浄化施設の浚渫及び清掃を行い、悪臭等が発生しないように努めてください。
 - イ 浄化施設の機械設備を定期的に点検し、正常に稼働する状態を保ってください。
- ※浄化施設の位置図は別紙7のとおりです。

(7) ホームページ情報更新業務

- ア 新しい村ホームページの情報更新を行い、常に最新情報を発信してください。
- イ SNSを活用して、森の市場「結」、森のカフェの商品や新着情報のPRを行ってください。また、新しい村で実施するイベントのPRや農業生産部門の活動状況、講座の募集等を行い、利用者の増に努めてください。
- ウ 新しい村の業務内容や新しい村で働くスタッフをPRする特集記事を作成し、新しい村の取り組みに共感する住民を増やすよう努めてください。
- エ 新しい村に関わる人（農家、商業者、NPO団体等）を紹介し、顔が見える親しみやすいイメージを作ってください。
- オ アンケートフォーム等を活用して、講座の申し込みやイベント団体の募集、利用者からの意見投稿ができるようにしてください。

(8) 設備及び備品の修繕業務

- ア 園内設備及び備品は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や補修など軽微な修繕を行ってください。町と指定管理者の修繕に係るリスクについては、次のとおりとし、疑義及び想定外事由が生じたときは、双方の協議とします。

区分	項目	内容	実施区分		基本的な考え方
			町	指定管理者	
建物	新築、増築		△	△	必要に応じて町・指定管理者で協議します。
	改築又は大規模修繕、資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上必要な部分」については、所有者である町が管理すべき者であるため、必要に応じて町が行います。
	一件当たり見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施します。
	法律等の制定・改正や社会的政策的背景等により、改修が		○		耐震補強工事・バリアフリー工事等法律の制定又は改正等に基づく工事は町が行います。

	義務または必要とされる工事。				
構 築 物	新設等		△	△	必要に応じて町・指定管理者で協議します。
	資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕		○		
	一件当たり見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施します。
機 械 装 置	新設等		△	△	必要に応じて町・指定管理者で協議します。
	資本的支出及び一件当たり見積額100万円以上の修繕		○		
	一件当たり見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施します。
備 品	購入			○	管理運営上必要なものの購入であるため、指定管理者が実施します。なお、指定管理者が指定管理料で購入するものは町の備品とします。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施します。
上記以外の建物、機械装置、備品の改築・改装改造等		いわゆる「模様替え」等		○	指定管理者が委託料以外の費用により、サービス向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことを条件とします。
植 栽	一件当たり100万円未満の倒木、伐採の処分			○	100万円未満の部分は、指定管理者の負担とします。
	一件当たり100万円を超える部分の倒木、伐採処分		○		100万円を超える部分は、所管県土整備事務所と協議の上、町の負担とします。

イ 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小破修繕：一件当たり見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理料に含まれている300万円の修繕経費（概算払いとし、年度末に精算）の中から指定管理者が実施し、それ以外は町が実施します。

ただし、緊急を要する場合や、年度途中に修繕経費に不足が生じる場合、指定管理者が自ら提案し経費を負担するなど特別な理由がある場合は、町、指定管理者協議の上決定します。

ウ 指定管理者は、建物の新築、増改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等にあたっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けなければなりません。

また、いわゆる「模様替え」等についても同様とします。

エ 工事に伴う成果物の所有権は、原則として町に帰属します。

オ 購入備品の所有権は、町が支払う指定管理料を充てて購入したものは町に帰属します。

カ 指定管理者の故意、過失による施設及び設備又は備品の損壊・汚損は、金額に関わ

らず、指定管理者が費用を負担します。

第3章 施設の運営管理に関する業務水準

1 地産地消モデル事業（森の市場「結」、森のカフェ、森の工房運営）

（1）森の市場「結」運営業務

- ア 森の市場「結」利用規定に定める商品基準を遵守し、宮代産農産物及び加工品等を中心に、利用者目線に立ち、誠実に販売業務を展開してください。
- イ 森の市場「結」で販売する農産物は、生産者組合と協力連携を図り、可能な限り宮代産とし、年間を通して消費者へ安定供給を行う上で不足する種類、量に限り仕入品で賄うようにしてください。
- ウ 1品目3生産者を目指し、新規生産者の確保に努めてください。
- エ 宮代産農産物の鮮度管理や使用薬剤の確認、加工品の衛生管理等、食の安全に対する管理徹底を行い、消費者の信頼向上に努めてください。
- オ 森の市場「結」の販売マニュアルを整備し、スタッフ間の共通認識及び接客・販売レベルの統一化を図ってください。
- カ 町内学校給食をはじめ、町内及び近隣市町の公共施設や学校施設、福祉施設等へ宮代産農産物の販売を行い、地産地消の推進及び地元農家の販売促進につなげてください。
- キ 森の市場「結」店内外での接客やポスター掲示、チラシ配布等を積極的に行うとともに工夫をすることで、地産地消の推進及び販売額の向上に努めてください。
- ク 森の市場「結」従業員の接遇及び販売研修を年1回以上実施し、接客・販売レベルの向上に努めてください。
- ケ 販売目標額は、年1億8千万円以上（外販含む）、かつ宮代産商品が売り上げに占める割合を7割以上とし、目標達成に向けて積極的な販売努力をしてください。

（2）森のカフェ運営業務

- ア 食材は宮代産農産物及び加工品等を中心とし、利用者目線に立ち、誠実に製造販売業務を展開してください。
- イ 森のカフェメニューは、新しい村の理念及び消費者ニーズに合致した視点に立ったうえで見直し又は考案を行い、年2品以上の新商品販売又はリニューアル販売を行ってください。
- ウ 森のカフェ店内外での接客やポスター掲示、チラシ配布等を積極的に行うとともに工夫をすることで、地産地消の推進を図るとともに販売額の向上に努めてください。
- エ 販売目標額は、惣菜を合わせて年2,000万円以上（惣菜含む）とし、目標達成に向けて積極的な販売努力を行ってください。

（3）森の工房運営業務

- ア 食材は宮代産農産物及び加工品等を中心とし、利用者目線に立ち、誠実に製造販売

業務を展開してください。

イ 惣菜は、新しい村の理念及び消費者ニーズに合致した視点に立ったうえで考案又は見直しを行い、年2品以上の新商品販売又はリニューアル販売してください。

ウ パン・ジャム等加工食品は、新しい村の理念及び消費者ニーズに合致した視点に立ったうえで考案または見直しを行い、年間の販売目標額は800万円以上とします。

(4) 生産者組合会議運営協力業務

ア 組合の会議及び部会の運営を支援し、円滑な会議開催に協力してください。

イ 組合員の生産技術等に関する研修会を年4回以上、企画開催し、組合員の技術向上、意識啓発等に努めてください。

ウ 組合員会議の日程は、原則として開催1か月前までに町へ報告してください。また、会議で使用する資料は、会議1週間前までに町へ送付してください。

エ 組合員への情報提供及び情報交換を積極的に行い、森の市場「結」の売上向上に努めてください。また、組合員にとって有益となる情報を取りまとめた情報誌を年2回以上作成し、発行してください。

オ 組合員の表彰制度を設け、長年又は特別に森の市場「結」の売上に貢献してきた組合員に対して表彰を行い、組合員の意欲向上を図ってください。

(5) 利用者会議運営業務

ア 森の市場「結」の消費者モニター会議を年4回以上開催し、森の市場「結」、森のカフェ及び森の工房のより良い運営について意見交換を行ってください。

イ 消費者モニター会議の募集は公募によるものとし、適切な人数で運営してください。

ウ 消費者モニター会議で出た意見には、できるかぎり迅速に対応し、対応が困難な項目については、その理由を消費者モニターへ誠実に回答してください。

エ お客様満足度の向上を図るため、森の市場「結」及び森のカフェの目立つ位置に意見箱を設置し、利用者の意見を伺ってください。また、意見及び回答は個人情報等に注意をしたうえで、内容を施設内の見やすい場所に掲示してください。

(6) 生産者集荷・商品宅配サービス業務

ア 高齢化等のやむを得ない事情により、森の市場「結」への出荷が困難となった生産者宅へ宮代産農産物の集荷サービスを行ってください。

イ 集荷サービスを行うにあたって必要となるルールづくりを行ってください。なお、取り決め内容は、町及び生産者組合と協議し決定してください。

ウ 森の市場「結」利用者の買い物を、自宅等へお届けするサービスを行ってください。

エ 消費者の注文を、電話、FAX、メール等により受け付け、市場商品又は弁当等を自宅等へお届けするサービスを行ってください。

オ 宅配サービスを行うにあたって必要となるルールづくりをしてください。なお、取り決め内容は、町及び生産者組合と協議し決定してください。

(7) ネット通販市場テスト業務

ア 新しい村ホームページを活用し、全国各地の消費者に対して、新しい村「結」商品のネット販売をしてください。

イ インターネットで販売する商品は、米、ジャム等加工品のセット、季節の野菜セットなど、新しい村ならではの商品に限定し、町内は自社による配達、町外は宅配便による配達をしてください。

ウ インターネットを活用した新たな販路拡大を図る中で、新しい村、森の市場「結」商品に対するニーズを把握してください。

【提案依頼事項】

上記(1)～(7)の項目につき、今後3年間でどのような取り組みを行うか、それぞれ具体的に提案をしてください。また、特に以下は重要な課題ですので、項目ごとの提案の中でより具体的に説明を行ってください。

- ①生産者の高齢化や競合店の増加に伴い宮代産農産物が減少しています。今後3年間で宮代産農産物を増やすためにどのような取り組みを行うか、具体的に提案をしてください。
- ②森の市場「結」を中心とした催しは、地産地消を幅広くPRし、宮代産農産物の販売促進を図るだけでなく、生産者同士及び生産者と消費者の新しいつながりの場として重視しています。今後3年間で予定している催しと目的、期待する効果、社内の実施体制、関係団体との連携体制について提案してください。
- ③学校給食を始めとした外販事業は、地産地消の推進や食育の視点から今後さらに大切となる事業です。今後安定供給を図り、さらなる拡大を図るために具体的にどのように取り組むか提案してください。
- ④森のカフェ、森の工房は、「農」のあるまちづくりの理念に合わせてメニューに特徴を持たせ、集客アップと収支改善を図る必要があります。今後3年間でどのように収支改善を図っていくか、具体的に提案をしてください。

2 農家支援・農業サービス事業（育苗、農産物生産、圃場管理）

（1）水稻苗生産販売業務

ア 水稻苗生産枚数は自社苗含む30,000枚以上とします。また、翌年度の水稻苗受注販売にあたっては、農家のニーズに対応し、多様な生産販売体系を確保してください。

イ 安心安全な米作りを推進するため、種子消毒時には薬剤を用いないでください。

（2）育苗施設活用業務

ア 育苗施設の有効活用を図り、森の市場「結」で不足する宮代産野菜や果樹を2品目以上補ってください。

イ 育苗施設は適切に管理し、雑草等の繁茂や地盤の不陸等を生じないようにしてください。

（3）農産物生産、販路拡大業務

ア 森の市場「結」、JA南彩、日本工業大学、ふるさと納税の返礼品へ自社生産米の安定供給を図るとともに、さらなる販路拡大に努めてください。

- イ 圃場ごとの作付計画及び管理シートを作成するとともに、肥料の散布や除草等生産性向上にむけた適正管理をしてください。
- ウ 農家農業支援事業PR用のパンフレットを作成及び配布をしてください。

(4) 園内圃場管理業務

- ア 新しい村敷地内の農作業体験用圃場を適正管理するとともに、園内管理担当者と協力して農体験事業の実施にあたってください。
- イ 集落農園「結の里」利用者へ作付や栽培の指導をしてください。
- ウ 町が貸与する農機具及び農業設備は適切に管理を行い、丁寧な操作を心がけてください。また、農機具が不足する場合は、自社農機具を用いて充足してください。

【提案依頼事項】

上記(1)～(4)の項目につき、今後3年間でどのような取り組みを行うか、それぞれ具体的に提案して下さい。

3 農体験・農園交流事業

(1) 集落農園「結の里」利用促進業務

- ア 集落農園「結の里」の利用促進を図り、継続的に90%（全71区画の90%、63区画）以上の利用率を目指してください。
- イ 利用者へ積極的に声かけを行い、利用者間の交流促進を図ってください。
- ウ 集落農園内の巡回を行い、雑草の放置や禁止薬剤の使用など管理が不適切な利用者に対し、是正指導をしてください。
- エ 集落農園内の残渣は残渣置場の堆積量が地表から1mを超えないように適切に管理し、景観を損なわないよう注意してください。

(2) ほっつけ田の田植え・稲刈り体験業務

- ア ほっつけ田は、田植え及び稲刈り体験ができるよう年間を通して適正管理（水管理、代掻き、除草、畔草刈り、肥料散布等）をしてください。なお、企画の主旨を理解し、管理にあたって薬剤や化学肥料は原則用いないこととし、やむを得ず使用する場合は、事前に町へ相談してください。
- イ ほっつけ田で、年10回以上田植え及び稲刈り体験を行い、延べ参加者を500人以上確保してください。
- ウ 体験参加者へ農のあるまちづくり及び新しい村のPRを行い、リピーターの確保に努めてください。また、森の市場「結」商品とタイアップし、直売所の売上向上につなげてください。
- エ ほっつけ田の田植え、稲刈り体験業務における年間売上目標額は、150万円以上とします。

(3) 農業体験企画実施業務

- ア 果樹園及び体験用の畑は、農業体験ができるよう年間を通して適正管理（剪定、防

虫、防鳥、除草、肥料散布等)を行ってください。なお、企画の主旨を理解し、管理にあたって薬剤や化学肥料は原則用いないこととし、やむを得ず使用する場合は、事前に町へ相談してください。

イ ブルーベリー摘み取り体験を実施し、延べ参加者を300人以上確保してください。

ウ 芋ほりや野菜収穫体験を実施し、延べ参加者を400人以上確保してください。

エ 農作業を取り入れた婚活事業を年5回以上実施し、延べ参加者を180人以上確保してください。

オ 事業参加者へ農のあるまちづくり及び新しい村のPRを行い、リピーターの確保に努めてください。

カ 農業体験企画実施業務における年間売上目標額は、300万円以上とします。

キ 宮代産野菜を活用した料理講座を年6回以上開催し、延べ参加者を60人以上確保してください。

ク 1年を通じて、農体験を総合的に楽しめる講座を年3回以上開催し、延べ参加者を30人以上確保してください。

ケ ハーブ講座を年6回以上開催し、延べ参加者を60人以上確保してください。

コ ハーブ園は、見本園、ハーブ講座及び摘み取り体験ができるよう年間を通して適正管理(剪定、防虫、防鳥、除草、肥料散布等)を行ってください。なお、企画の主旨を理解し、管理にあたって薬剤や化学肥料は原則用いないこととし、やむを得ず使用する場合は、事前に町へ相談してください。

サ ハーブを活用した商品開発を年4品以上行い、森の市場「結」で販売してください。

シ 事業参加者へ農のあるまちづくり及び新しい村のPRを行い、リピーターの確保に努めてください。

【提案依頼事項】

- ① 上記(1)～(3)の項目につき、今後3年間でどのような取り組みを行うか、それぞれ具体的に提案をして下さい。

第4章 指定管理期間中の報告・協議

1 事業計画書及び報告書の提出

(1) 事業計画書

ア 指定管理者は、業務実施にあたり、受託業務の年間作業実施計画書及び年間事業実施計画書を作成し、業務開始前に町の承認を得てください。

イ 事業計画書の様式及び記載項目は、別途町と協議してください。

(2) 作業実施報告書及び事業実施報告書

指定管理者は、月ごとに月次作業実施報告書及び月次事業実施報告書を作成し、町へ報

告をしてください。また、年度末には年間を通しての作業実施報告書及び事業実施報告書を作成し、町へ報告してください。なお、報告書の様式及び記載項目は、別途町と協議をすることとし、必要に応じて次の資料を添付してください。

- ア 作業実施数量等の記録
- イ 保守点検記録
- ウ 作業日報
- エ 事業実施記録
- オ 安全衛生点検の記録
- カ 修繕等の記録
- キ 作業、修繕記録写真
- ク その他町と取り決めた資料

2 モニタリング

(1) モニタリングの概要

町は、指定管理者による公の施設の管理運営、利用者に対するサービスの提供が適正かつ確実に行われているか否かについて、町の公的責任を果たすためモニタリングにより必要な監視を行います。

(2) 指定管理者によるセルフモニタリング

指定管理者は、受託した公の施設の管理運営、利用者に対するサービスの提供が適正かつ確実に行われているか、仕様書や協定書等で定めた業務水準、目標を確保しているかを確認しながら業務を行ってください。

(3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、年1回以上利用者アンケートを実施し、施設の管理運営及びサービス提供に対する利用者の満足度の把握、ニーズの調査を行い、利用者本位の柔軟なサービスの提供に努めてください。

(4) 町による定期または随時の調査

ア 期首モニタリング (年度事業計画書の協議)

基本協定書及び指定管理者が作成した3か年の事業提案書、当該年度の特事情等を前提に町と指定管理者で協議を行い、当該年度の指定管理料の算出及び年度協定書の締結を行います。

イ 期中モニタリング (月次経営会議の実施)

指定管理者が作成する月次報告書及びその他必要資料に基づき、毎月定期的に町と指定管理者で会議を行い、前月の業務実施状況及び当月の業務実施予定について情報共有及び意見交換を行います。なお、業務改善が必要な場合、町は必要に応じて指定管理者に対して改善勧告を行うとともに、改善策の提出及び実施を求めます。

ウ 期末モニタリング (年度事業報告書の提出)

指定管理者は、各年度終了後1ヶ月以内に年度事業報告書を作成し町に提出します。町は、年度事業報告書及び期中モニタリングの結果等に基づき、年度全体での

業務履行状況を評価し、その結果を公表します。

なお、評価結果に基づき改善を要する場合は、改善勧告及び改善策の提出及び実施を求めます。

3 施設の管理運営に関する規定等の作成または変更

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成または変更する場合は、町と協議をし、承認を得てください。

4 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに町に報告しなくてはなりません。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告を行い、改善策の提出及び実施を求めることができます。

その結果、指定管理者が当該期間内に改善を図れなかった場合には、町は指定管理者の指定を取消すことができます。

(3) 指定管理者が、町の指示に従わない場合又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難となった場合には、町は指定管理者の指定を取消すことができます。

(4) 指定管理者の指定を取消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。

(5) 町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は指定管理業務の可否について協議することとします。

5 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定の取消し及び業務の停止を命ぜられたときは、速やかに施設を現状に回復してください。ただし、町長の承認を得たときは、原状回復しないことができます。

6 協議

指定管理者は、この業務要求水準書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び取扱いについて、疑義が生じた場合は町と協議し決定します。

別表1 過去4年分の収支決算資料

【収入の部】

項目	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年	
	指定管理業務	町直営業務	委託業務	町直営業務	委託業務	町直営業務	委託業務
1. 指定管理料 ※H28～は施設管理委託料	26,560,018		20,294,928		22,250,400	0	22,337,400
2. 利用料金収入 ※H28～は歳入額	35,454,090		32,298,990		32,476,688		33,210,971
3. その他収入	91,338,919	950,220	131,408,188	1,200,000 1,002,600	132,525,877	1,075,300	134,894,422
収入合計	153,353,026	950,220	184,002,106	2,202,600	187,252,965	1,075,300	190,442,793

【支出の部】

項目	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年	
	指定管理業務	町直営業務	委託業務	町直営業務	委託業務	町直営業務	委託業務
1. 人件費	55,982,597	4,021,533	51,893,938	4,346,276	48,958,464	4,598,919	53,454,346
給料	21,873,705		18,871,882	0	19,116,868	0	20,497,693
手当(役員報酬・賞与)	4,060,390		5,434,800	0	5,114,733	0	5,506,452
賃金	24,425,607	3,773,880	22,553,509	4,058,120	18,963,974	4,303,964	21,881,073
法定福利費	5,622,895	247,653	5,033,747	288,156	5,762,889	294,955	5,569,128
2. 管理費	17,575,756	4,711,733	12,553,305	5,373,910	12,967,496	4,973,499	16,064,563
光熱水費	6,096,330	905,131	4,373,256	956,186	4,374,140	949,636	5,797,748
電気代	4,841,500	801,506	3,403,717	846,414	3,441,186	838,224	4,539,998
ガス代	810,874	66,280	551,430	68,799	534,815	68,776	745,401
水道代	443,957	37,345	418,109	40,973	398,140	42,636	512,349
修繕費	2,529,366	2,998,380	1,242,386	3,608,766	1,474,509	3,140,556	1,517,897
委託料	3,409,237	808,222	2,531,773	808,958	2,512,051	883,307	2,731,372
清掃・害虫駆除	949,860	447,922	487,080	455,543	487,080	480,604	551,880
浄化槽維持管理	1,260,405	124,860	1,201,355	117,975	1,162,274	132,487	1,203,314
除草・樹木管理	92,880	0	0	0	0	49,896	129,600
電気設備点検	275,788	45,360	199,873	45,360	199,873	30,240	199,873
機械警備	769,824	168,480	615,384	168,480	623,943	168,480	607,824
消防設備点検	60,480	21,600	28,080	21,600	38,880	21,600	38,880
賃貸料	179,259		156,967	0	126,781	0	191,566
保険料	800,351		582,399	0	531,597	0	723,411
消耗品費	4,561,212		3,666,524	0	3,948,417	0	5,102,569
3. 事務費	1,857,597	0	1,632,706	59,059	1,315,912	22,632	1,422,539
消耗品費	315,732		282,912	47,799	156,322	22,632	266,771
役務費	1,541,865		1,349,794	11,260	1,159,590		1,155,768
4. 事業費	68,512,300	0	105,501,964	0	116,792,398	0	116,566,187
その他事業費	68,512,300		105,501,964		116,792,398		116,566,187
支出合計	143,928,250	8,733,266	171,581,913	9,779,245	180,034,269	9,595,050	187,507,635

【収入の部】

1. 指定管理料

平成27年度 指定管理料を記載
平成28年度～30年度 施設管理に要する業務委託料を記載

2. 利用料金収入

平成27年度 直売所のたな賃を直接利用料として収入した額を記載
平成28年度～30年度 直売所のたな賃を一度町の歳入とし、同額委託料として業務委託先が収入した額を記載

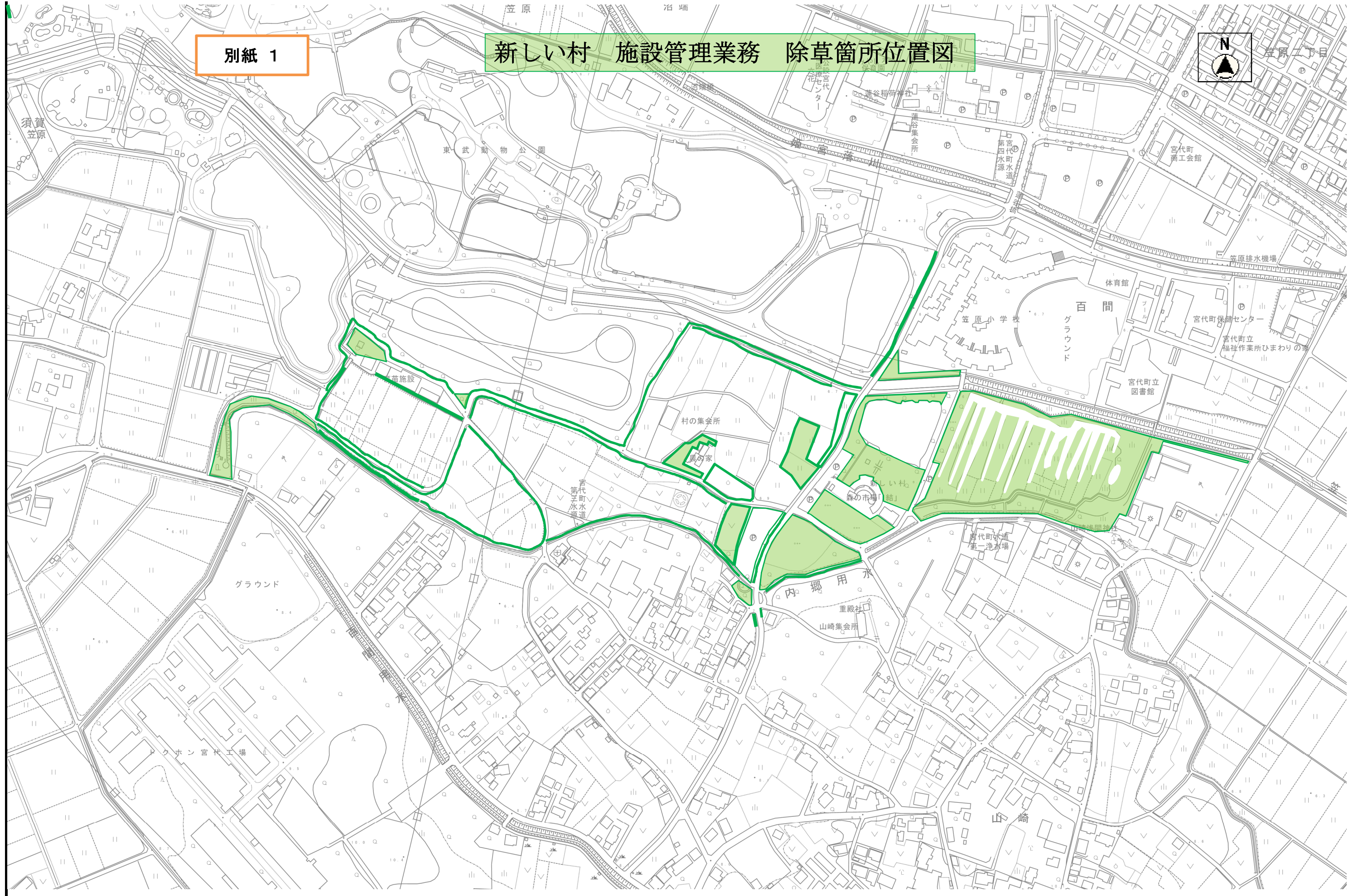
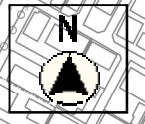
【支出の部】

町直営分は、町が直接執行した事業費を記載。

町から(株)新しい村へ支払った業務委託料は、各年度の「業務委託」収支に含まれているため町直営分からは削除

別紙 1

新しい村 施設管理業務 除草箇所位置図



別紙2

除草箇所 面積等一覧

場所	詳細	ハロネスほか	肩かけ	算出根拠
① 笠原沼落し川ぞい	農協通り～木橋(右岸)	492		カネコ合成脇遊歩道平面GIS292㎡+笠原沼落し遊歩道2m×100m
			520	笠原沼落しのり面3.2m+遊歩道のり面2m=5.2m×100m
	農協通り～木橋(左岸)		400	笠原沼落しのり面3m+上部1m×100m
	木橋～笠小裏橋(右岸)	551		木橋余剰地GIS33㎡+笠原沼落し遊歩道1m×190m+遊歩道下原つばGIS328㎡
			719	笠原沼落しのり面3m×190m=570㎡+遊歩道のり面1.1m×135m=149㎡
	木橋～笠小裏橋(左岸)	190		笠原沼落し遊歩道1m×190m
			665	笠原沼落しのり面3m×190m=570㎡+生垣脇0.5m×190m=95㎡
	笠小裏橋～集道1号(右岸)	170		笠原沼落しのり面2m×85m
	笠小裏橋～集道1号(左岸)	138		笠原沼落し遊歩道2.3m×60m
			360	笠原沼落しのり面2m×75m=150㎡+三角地GIS210㎡
	集道1号～レジーナ(右岸)	540		笠原沼落し遊歩道片側1.5m+1.5m×180m
			540	笠原沼落しのり面2m×180m=360㎡+遊歩道のり面1m×180m=180㎡
	レジーナ脇		237	フェンス側0.5m×120m=60㎡+反対側1.5m×118m=177㎡
	レジーナ前フェンスぞい		246	1m×180m=180㎡+0.6m×110m=66㎡
② 芝生広場(金子合成となり)		1,524		園路右GIS756㎡+園路左GIS768㎡
			1,336	金子合成脇樹木とのり面GIS1078㎡+芝生広場のり面1.5m×112m=168㎡+芝生広場内樹木箇所GIS90㎡
③ ビオトープあやめ			166	あやめ箇所GIS166㎡
④ 1番2番ほっつけ間			415	耕作不可GIS415㎡
⑤ 調整池となり芝生広場		479		池となり芝生広場GIS479㎡
			296	芝生広場のり面GIS296㎡
⑥ 調整池周辺			2,051	池周辺と第1駐車場周辺GIS2051㎡
⑦ 市場裏山			2,025	市場裏山GIS2025㎡
⑧ 市場前芝生広場(小)		1,681		芝生広場GIS1681㎡
			180	第2駐車場木柵周辺0.5m×17m=8.5㎡+集7ぞい木柵0.5m×86m=43㎡+市場前水路2.4m×54m=129㎡
⑨ 市場前芝生広場(大)		2,604		芝生広場GIS2604㎡
			373	集1集7ぞい0.5m×150m=75㎡+樹木2箇所GIS250㎡48㎡
⑩ 集道1号ぞいプランター	東口ゲート～笠原沼落し		115	0.7m×165m
	笠原沼落し～集7交差点		91	0.7m×130m
	集7交差点～浄化施設2		61	0.7m×88m
	浄化施設2～いそ入口		52	0.7m×75m
⑪ 第3駐車場	第3駐車場+となり畑+休憩所	268		第3駐車場と畑の間GIS74㎡+畑周辺GIS194㎡
			157	
⑫ 浄化施設2			219	浄化施設2GIS219㎡
⑬ 農の家周辺	農の家前	125		農の家芝生箇所GIS125㎡
			75	駐車場周り0.5m×150m
⑭ 集道7号水辺3号	水辺3号(右岸)		510	1.5m×340m
	水辺3号(左岸)		420	1.2m×350m
⑮ 集道6号ぞい	水辺3号(右岸)	96		0.8m×120m
	集道6号ぞい		324	0.7m×120m=84㎡+0.9m×65m=58.5㎡+1.3m×140m=182㎡
⑯ 育苗施設奥	まとめて		280	0.9m×35m=31㎡+0.9m×30m=27㎡+1m×30m=30㎡+0.5m×35m=17㎡+2.3m×25m=57㎡+1.8×15m=27㎡+2.6m×35m=91㎡
⑰ 逆井広場			698	逆井広場GIS698㎡
⑱ 逆井広場先緑地帯		604		逆井広場緑地帯GIS604㎡
⑲ 内郷用水	遊歩道	240		遊歩道2m×120m
	内郷用水(右岸)～いそ整形裏まで		748	2.5m×140m=350㎡+2.3m×120m=276㎡+1m×50m=50㎡+1.8m×40m=72㎡
	内郷用水(左岸)～浄化施設2まで		750	1m×89m=89㎡+1m×120m=120㎡+1m×145m=145㎡+1.8m×220m=396㎡
	重殿堰前水路		130	右岸1.9m×45m=85.5㎡+左岸1m×45m=45㎡
	一松～ふれセン裏(左岸)	904		
			452	
⑳ ほっつけ			1,704	ほっつけの面積GIS3409.72㎡×1/2(手の届く範囲)
㉑ ホタル池周辺			502	GIS298㎡+GIS204㎡(NPO)
㉒ 生垣		442		442m×@200円(155円×経費)
㉓ 高木剪定	幹周(30cm未満)落葉樹	100		100本×@1971円(1513円×経費)
㉔ サイン看板	剪定	21		5箇所(商工会前2㎡、集1突き当り4㎡、グランビュ前5㎡、進修館交差点5㎡、上野田交差点5㎡)合計21㎡×200円=4,200円
㉕ 浄化施設1	ゴミ上げ	1		
		10,606	17,817	

新しい村 樹木剪定箇所位置図

別紙 3



樹木剪定箇所 本数等

別紙 4

番号	樹木	備考	番号	樹木	備考
1	低木51本		16	低木6本	
2	低木10本	内 桜10本	17	中木2本・高木1本	
3	高木3本・中木46本		18	中木13本・高木2本	
4	高木2本・中木2本		19	高木2本	
5	中木9本		20	低木2本	
6	高木19本		21	低木4本	内 桜4本
7	低木1本・中木5本		22	中木14本	内 桜11本
8	高木51本		23	低木25本	内 桜25本
9	中低木59本		24	中低木19本	
10	中低木153本・高木10本	内 桜中木6本	25	中低木9本・高木3本	
11	低木11本・高木2本	内 桜低木11本	26	低木3本	内 桜3本
12	中木5本	内 桜5本	27	中低木一式	遊歩道にかかる樹木は危険がないように管理すること
13	低木4本		28	低木16本	内 桜16本
14	中木6本・高木54本		29	中木13本・高木1本	杏を含む
15	中低木30本		30	低木9本	内 桜8本

芝生管理箇所 位置図

別紙 5



縮尺 1 : 2500

芝生管理箇所 面積

番号	場所	有料施設	面積
①	芝生広場(金子合成となり)		金子合成脇樹木とのり面GIS1078㎡+芝生広場のり面1.5m×112m=168㎡+芝生広場内樹木箇所GIS90㎡
			あやめ箇所GIS166㎡
②	調整池となり芝生広場		芝生広場のり面GIS296㎡
			池周辺と第1駐車場周辺GIS2051㎡
③	市場前芝生広場(小)	有料施設	芝生広場GIS1681㎡
			第2駐車場木柵周辺0.5m×17m=8.5㎡+集7ぞい木柵0.5m×86m=43㎡+市場前水路2.4m×54m=129㎡
④	市場前芝生広場(大)	有料施設	芝生広場GIS2604㎡
			集1集7ぞい0.5m×150m=75㎡+樹木2箇所GIS250㎡48㎡



浄化施設の位置図

別紙 7

浄化施設 1

浄化施設 2

縮尺 1 : 1500



新しい村所有 備品台帳

番号	資産名称	取得年月日	取得価額	数量	設置施設
1	パソコン(ノート)	2006/6/6	187555	1	森の市場
2	エアコン(ダイキン)	2006/6/30	102900	1	森の市場
3	ジューサー	2006/9/28	17640	1	森の工房
4	ホットプレート	2006/10/17	16360	1	森の工房
5	パソコン	2007/3/15	169569	1	森の市場
6	ブレンダー	2007/7/31	60000	1	森の市場
7	粒選別機	2007/9/30	150570	1	森の市場
8	炊飯器	2007/9/30	28500	1	森の市場
9	防犯ミラー	2007/10/31	37800	1	森の市場
10	羽釜・ふた	2009/4/15	28350	1	森の市場
11	パソコン	2009/7/3	119800	1	森の市場
12	デジタルカメラ(キャノン.黒)	2010/3/17	39260	1	森の市場
13	電子レンジ	2011/3/24	10800	1	森の市場
14	そば道具一式	2011/3/30	58695	1	農の家
15	デジタルカメラ(キャノン.銀)	2008/4/25	50140	1	森の市場
16	炊飯器 3台	2008/6/17	51600	1	森の市場
17	手押し車	2008/11/30	31500	1	森の市場
18	エアコン	2009/3/31	189000	1	森の市場
19	書類整理庫		160000	1	森の市場
20	書類整理庫		160000	1	森の市場
21	冷蔵ケース	2008/1/1	650000	1	森の市場
22	冷蔵ショーケース	2009/4/1	500000	1	森の市場
23	冷蔵ショーケース(漬物)	2010/3/1	357000	1	森の市場
24	製氷機(カフェ)	2010/7/1	451500	1	森の工房

25	精米機(アグリ)	2008/3/1	1680000	1	育苗施設
26	エアコン 2台	2014/3/31	556500	1	森の市場
27	テント一式	2014/4/30	120960	1	森の市場
28	テント一式	2014/7/1	120960	1	森の市場
29	冷凍庫	2015/7/20	29000	1	森の市場
30	ガーデンパラソル 6基→7基(茶色・大)	2016/3/25	11900	1	森の市場
31	電話機	2014/5/3	24603	1	森の市場
32	電話機	2014/5/3	19440	1	森の工房
33	テーブル型冷蔵冷凍庫	2011/3/1	474705	1	森の工房
34	フライヤー用(マルゼン)	2013/4/30	25200	1	森の工房
35	パン・カフェ間 インターフォン	2013/11/19	22140	1	森の工房
36	四角テーブル+イス 4組	2013/12/18	39200	1	森の工房
37	キッチンミキサー	2014/3/12	55340	1	森の工房
38	炊飯器	2014/12/26	14800	1	森の工房
39	パソコン DELL	2006/11/2	137753	1	育苗施設
40	ヘッジトリマー 2台	2006/12/30	60000	1	育苗施設
41	原付自転車 2台	2007/6/30	117600	1	育苗施設
42	苗箱洗浄機	2007/6/30	163200	1	育苗施設
43	冷蔵庫(いちご)	2007/11/30	211550	1	育苗施設
44	いちごステーション一式 西原ハウスへ	2007/11/1	1340000	1	育苗施設
45	暖房機材(いちご) 西原ハウスへ	2007/11/1	574277	1	育苗施設
46	軽トラック(2346)	2008/3/1	650000	1	農の家
47	水中ポンプ一式 2台	2009/4/15	64345	1	育苗施設
48	エンジンポンプ一式	2009/5/31	93500	1	育苗施設
49	刈払機 4台	2009/8/31	176000	1	育苗施設
50	軽トラック	2009/9/1	398580	1	育苗施設

52	カーナビ	2009/10/27	63200	1	育苗施設
54	デジタルカメラ オリンパス	2009/11/17	29800	1	育苗施設
55	草焼きバーナー	2009/12/15	24100	1	育苗施設
56	卓上シーラー(白光)	2010/5/25	24255	1	育苗施設
57	清掃機	2010/5/31	230000	1	育苗施設
58	刈払機	2010/5/31	76000	1	育苗施設
62	オイルタンク一式(いちご) 3台	2011/2/21	180000	1	育苗施設
63	点滴ホース一式(いちご)	2011/2/21	147000	1	育苗施設
64	架台一式(いちご)	2011/2/25	253000	1	育苗施設
65	冷蔵庫	2011/3/30	27000	1	育苗施設
66	自動根菜洗浄機	2011/3/30	200000	1	育苗施設
67	パソコン DELL	2008/3/28	90379	1	育苗施設
68	草刈機	2007/6/30	110530	1	機械化施設
69	高圧洗浄機	2007/10/23	29800	1	機械化施設
70	冷凍バン	2009/9/30	200000	1	機械化施設
71	乾燥調整施設機械化設備 3台	2006/8/1	20300000	1	ライスセンター
72	軽トラック(春日部480 え6626)	2009/9/1	415350	1	育苗施設
73	軽トラック(春日部480 え493)	2010/5/1	743400	1	育苗施設
74	ヤンマー乗用トラクター(宮代町ぬ 375)	2009/5/12	4010000	1	育苗施設
75	代かきロータリー(上記の付属 74-2)				
76	催芽機 2台	2011/3/1	470000	1	育苗施設
77	苗箱洗浄機	2007/6/30	163200	1	育苗施設
78	プリンター キヤノン	2011/2/25	150000	1	育苗施設
79	コンバイン(クボタ 宮代町ぬ 126)	2012/11/14	4700000	1	育苗施設
80	パソコン(エプソン)	2013/6/5	85260	1	育苗施設
81	背負噴射器	2013/6/12	45040	1	育苗施設

82	コンバイン(クボタ 宮代町ぬ 153)	2013/10/4	550000	1	育苗施設
83	餅切り機	2013/12/27	14800	1	育苗施設
84	レーザーラボ.水平機	2014/1/7	89200	1	育苗施設
85	アルミコンテナ	2014/2/25	200000	1	育苗施設
86	ブルコンテナジャンボ	2014/3/18	39805	1	育苗施設
87	丸山動噴	2014/4/30	57000	1	育苗施設
90	除草散布機	2014/5/31	150000	1	育苗施設
91	丸山動力散布機 4台	2014/6/30	72500	1	育苗施設
92	人力防除機	2014/6/30	21100	1	育苗施設
93	小島康雄さんより 靱コンテナ	2014/8/8	20000	1	育苗施設
94	パソコン iiyama	2015/11/24	118084	1	育苗施設
95	ブルコンテナジャンボ	2016/3/28	42800	1	育苗施設
96	ビニールハウス 3基	2016/3/31	3812400	1	育苗施設
97	テント一式 5基		230000	1	育苗施設
98	保管庫	2006/4/21	18800	1	農の家
99	石臼	2006/11/6	31815	1	農の家
100	会議用テーブル	2007/3/1	44800	1	村の集会所
101	デジタルカメラ	2007/4/20	168000	1	農の家
102	プロジェクター	2007/5/8	173000	1	村の集会所
103	スクリーン	2007/6/26	34115	1	村の集会所
104	カルイチツパー	2007/7/31	320000	1	農の家
105	冷蔵庫	2007/8/2	60030	1	農の家
106	作業用テーブル	2007/11/30		1	森の集会所
107	収穫用ワゴン	2007/11/30	53000	1	農の家
108	田植機	2009/5/31	20000	1	農の家
109	エンジンポンプ一式	2009/5/31	67680	1	農の家

110	看板(出店用)	2009/7/31	45150	1	農の家
111	麺打ち台 7台	2009/11/11	24465	1	農の家
112	石釜	2010/1/12	158860	1	森の工房
113	石釜台	2010/1/31	38740	1	森の工房
114	シュレッダー	2010/2/23	20480	1	農の家
115	石釜台(ピザ用)	2010/2/28	47460	1	森の工房
116	ロッカー	2010/4/2	27600	1	農の家
117	パソコン DELL	2010/4/7	81020	1	農の家
118	エアーコンプレッサー	2010/4/24	20130	1	農の家
119	田こすり 2台	2010/6/29	35700	1	農の家
120	パソコン DELL	2010/7/28	91655	1	農の家
121	四つ折りテーブル 6台	2010/10/4	76548	1	育苗施設
122	羽釜用ふた	2010/12/8	65000	1	農の家
123	電話機	2011/2/1	14800	1	農の家
124	バジマシーン	2011/3/8	69909	1	農の家
125	炊飯器(1升)	2011/3/31	94806	1	農の家
126	炊飯器(2升)	2011/3/31	94806	1	農の家
127	スूपケトル	2011/3/31	37620	1	森の工房
128	おひつ大 2個+おひつ小 4個	2011/3/31	76650	1	村の集会所
129	オーブンレンジ 2台	2011/3/31	155500	1	農の家
131	蒸し器	2008/6/30	12600	1	農の家
132	簡易テント@75,500円	2008/9/30	319410	1	農の家
133	ぬか釜	2008/11/12	69800	1	農の家
134	看板(和戸交差点)	2009/3/31	157500	1	農の家
135	食品乾燥機	2011/3/29	280000	1	農の家
136	デジカメ(キャノン.園内管理使用)	2012/4/11	22800	1	農の家

137	IH機器	2012/4/30	3500000	1	村の集会所
138	ブロック氷専用電動かき氷機 初雪	2012/5/10	83500	1	村の集会所
139	パソコン(東芝)	2012/5/11	76800	1	農の家
140	JDL用パソコン(東芝)	2012/5/23	69800	1	農の家
141	ロールスクリーン(集会所)	2012/5/31	330750	1	村の集会所
142	冷蔵庫(集会所)	2012/6/16	38800	1	村の集会所
143	冷蔵庫(集会所)	2012/7/23	22800	1	村の集会所
144	ホワイトボード 2台	2012/8/7	35411	1	村の集会所
145	ぬか釜	2013/8/16	105000	1	村の集会所
146	フライヤー	2014/1/25	12400	1	村の集会所
147	ロボクープ・フードプロセッサ	2014/7/1	198288	1	森の工房
148	冷凍庫	2014/8/27	55551	1	村の集会所
149	糖度計	2014/8/28	27366	1	森の工房
150	チェンソー	2015/2/26	26800	1	農の家
151	ハーブ用冷凍庫	2015/6/26	79800	1	農の家
152	エアコン(農の家・奥)	2015/9/30	399600	1	農の家
153	市民農園用耕耘機	2015/11/30	137000	1	農の家
154	刈払機(園内管理) 6台	2015/11/30	110000	1	農の家
155	一眼レフ(キャノン)	2016/5/31	56180	1	農の家
156	ほっつけ田植え体験用横断幕	2016/5/31	16200	1	農の家
157	ストーブ			1	村の集会所
158	高圧洗浄機(ケルヒヤー)			1	農の家
159	ブロアー(共立)			1	農の家
160	草刈機			1	農の家
161	二層シンク(小)			1	森の工房
162	電子秤(150Kg)			1	育苗施設

163	電子秤(30Kg)			1	育苗施設
164	製粉機			1	育苗施設
165	パソコン(iiyama)	2010/4/15		1	農の家
166	ポリタンク黄 5個			1	育苗施設
167	コクヨ キャビネット			1	農の家
168	長机 2台(寄贈品)			1	農の家
169	半月テーブル 2台			1	村の集会所
170	杉 ベンチ 10脚(寄贈品)			1	村の集会所
171	ヤンマー 自動脱穀機			1	育苗施設
172	玄米選別機(ライスグレーダー)			1	育苗施設
173	もみすり機			1	育苗施設
174	ニプロ 掘取機			1	育苗施設
175	ヤンマー稲束機→バインダーへ変更			1	育苗施設
176	もみすり機	2006/8/1	2811900	1	ライスセンター
177	米選別機	2006/8/1	782250	1	ライスセンター
178	個袋計量機	2006/8/1	399000	1	ライスセンター
179	のっぽ三男			1	育苗施設
180	玄米タンク計量機			1	育苗施設
181	ヤンマー 石抜き機			1	育苗施設
182	もみ種用プール 8台			1	機械化施設
183	湯芽工房 もみ種温湯消毒機			1	機械化施設
184	電子レンジ(シャープ)			1	森の工房
185	冷蔵庫(HITACHI)			1	森の工房
186	ガーデンテーブル			1	森の市場
187	ガーデンイス 2脚			1	森の市場
188	サッカー台			1	森の市場

189	ガーデンテーブル(四角) 4台+1台			1	森の市場
190	IHクッキングヒーター			1	森の工房
191	AED			1	森の工房
192	クボタ トラクターロータリー付 (ぬ 320)	2016/9/30	4078000	1	機械化施設
193	三菱 ミニキャブ	2017/9/1	760000	1	機械化施設
194	クボタ 田植機	2017/5/1	17800000	1	機械化施設
195	ウイングハロー	2017/3/31	890000	1	機械化施設
196	ウイングハロー	2009/5/12	700000	1	機械化施設
197	ウイングハロー	2006/3/8	615356	1	機械化施設
198	ニプロ フレールモア	H21~H22	525000	1	機械化施設
199	イセキロボシーダー	2006/8/31	320000	1	機械化施設
200	催芽機アクアシャーワープロ	2017/3/31	457000	1	機械化施設
201	ローテーブル 8台			1	村の集会所
202	消火器 6台→5台			1	機械化施設
203	消火器 10台→6台			1	森の市場
204	タイガー自動計量機			1	機械化施設
205	催芽機(タイガー) 箱のみ			1	機械化施設
206	ベルトコンベア			1	機械化施設
207	もみ種プール			1	機械化施設
208	東芝ノートパソコン(ダイナブック)			1	機械化施設
209	キャノン プリンター			1	機械化施設
210	種まき機(黄色 小)			1	機械化施設
211	山本製作所 貯蔵庫			1	機械化施設
212	山本製作所 貯蔵庫			1	機械化施設
213	DELL パソコン	2018/4/3	39798	1	森の市場
214	DELL パソコン	2018/4/3	39798	1	機械化施設

215	DELL パソコン	2018/5/2	48564	1	森の市場
216	NECノートパソコン	2018/7/25	46224	1	森の市場
217	折畳みアルミレジャーテーブル(5台)	2018/7/25	28500	1	農の家
218	長机 7台町備品から村備品へ移動			1	森の市場
219	商品陳列棚一式(パン等)	2018/5/1		1	森の市場
220	エアコン			1	農の家
221	ハウス1棟			1	育苗施設
222	キャノンプリンター			1	育苗施設
223	エアコン ダイキン			1	育苗施設
224	クボタ トラクター(ぬー507)			1	育苗施設
225	買い物カゴカート1~10 @3800×10台	2019/5/17	38000	1	森の市場
226	冷蔵庫(MORITA)			1	森の市場
227	タント			1	森の市場
228	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44800	1	森の市場
229	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44800	1	森の市場
230	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44800	1	育苗施設
231	NECノートパソコンLAVIE	2019/7/11	44800	1	育苗施設
232	クボタトラクター(ぬ507)			1	育苗施設
233	ニプロ ロータリー			1	育苗施設
234	ニプロ ロータリー			1	育苗施設
235	クリーン唐箕			1	育苗施設
236	サブソイラー			1	育苗施設
237	野菜・花ワゴン			2	森の市場

新しい村 エリア図 (町所有地・借地等)

